

神奈川県緊急輸送道路管理マニュアル

令和7年3月

神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会

目次

1	基本的な考え方	・・・P4
(1)	本マニュアルの目的	・・・P4
ア	本マニュアルの目的	
イ	マニュアル改定の背景 ～道路啓開計画としての内容充実～	
ウ	本マニュアルの位置づけ	
エ	用語の定義	
(2)	地震の種類・被害想定等	・・・P8
ア	対象とする震度	
イ	道路啓開で想定する地震	
ウ	神奈川県内の被害想定	
エ	道路等の被害の想定	
(3)	事前の備え	・・・P16
ア	基本的な考え方	
イ	防災拠点	
ウ	優先啓開候補路線	
エ	優先啓開候補路線の道路啓開目標時間	
オ	通信環境の確保	
カ	被害情報の把握に必要なパトロール体制	
キ	道路啓開に必要な人員・資機材	
ク	電線等の除去に対する備え	
(4)	地震時の対応について	・・・P25
ア	地震発生時から道路啓開までの行動フロー	
(5)	道路啓開に係るタイムライン	・・・P27
(6)	風水害・雪害・火山噴火による降灰等に関する対応	・・・P27
2	情報の把握と共有	・・・P29
(1)	道路管理者の体制	・・・P29
ア	道路管理者の体制の確保と連絡	
(2)	被害情報把握のための道路パトロールの実施	・・・P30
ア	パトロールの実施	
イ	広域被害状況の把握	
(3)	道路情報の連絡	・・・P31
ア	道路情報の連絡	
イ	道路情報の連絡手段	

(4) 道路情報の連絡頻度及び内容	・・・P32
ア 道路情報の連絡頻度及び内容	
(5) 道路情報の取りまとめ及び共有	・・・P32
ア 道路情報の取りまとめ	
イ 道路情報の共有	
(6) 警察との道路情報連絡	・・・P33
ア 警察との道路情報連絡	
イ 緊急時等の連絡	
(7) 自衛隊との道路情報連絡	・・・P34
ア 自衛隊との道路情報連絡	
イ 緊急時等の連絡	
(8) 電線管理者との道路情報連絡	・・・P34
ア 電線管理者との道路情報連絡	
イ 緊急時等の連絡	
3 道路啓開	・・・P35
(1) 啓開ルートの決定と共有	・・・P35
ア 啓開ルートの決定と共有の考え方	
(2) 道路管理者による車両移動のための手続き	・・・P36
(3) 道路啓開の実施	・・・P37
ア 道路啓開の基本的な考え	
イ 道路管理者による車両移動	
ウ 道路管理者間の相互応援	
エ 警察との連携	
オ 自衛隊への応援要請	
カ 支障となる電柱等の除去	
キ ガス漏洩時の対応	
ク 要救助者等発見時の対応	
4 広報の実施	・・・P40
(1) 事前の広報	・・・P40
(2) 発災後の広報	・・・P40
5 訓練の実施	・・・P41
(1) 訓練の実施	・・・P41
(2) 情報受伝達訓練	・・・P41
(3) 実働訓練	・・・P41

6	防災対策事業	・・・P42
	(1) 防災対策事業の進捗確認	・・・P42
7	更なる実効性の向上	・・・P43
	(1) 更なる実効性向上に向けた考え方	・・・P43
	ア 市町村との連携	
	イ 業界団体との連携	
8	協議会規約	・・・P44
9	資料	・・・P49

1 基本的な考え方

(1) 本マニュアルの目的

ア 本マニュアルの目的

巨大地震等による大規模災害の発生時には、人命を救うため、人員や救援物資の緊急輸送が速やかに行えるよう、緊急輸送道路のネットワーク機能を迅速に確保することが、道路管理者の責務である。このため、本県では、県内の道路管理者などで構成する「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会」（以下「本協議会」という。）を設置し、平成 11 年 3 月に「緊急輸送道路管理マニュアル」（以下「本マニュアル」という。）を策定した。

本マニュアルは、神奈川県内の緊急輸送道路ネットワークを設定するとともに、道路管理者相互や関係機関との連携により、災害時に緊急輸送道路のネットワーク機能を迅速・着実に確保する道路啓開の手順を定めており、いわゆる神奈川版の「道路啓開計画」である。

イ マニュアル改定の背景 ～道路啓開計画としての内容充実～

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの道路が寸断されたため、通行可能ルート確保に時間を要し、初動対応の遅れにつながったとの指摘があり、全国的に道路啓開計画の策定や改定が進められている。

また、本県では、大規模地震の切迫性が指摘される中、「誰一人取り残さない」ことを目指して、防災・減災対策に取り組むこととし、能登半島地震など近年の大規模震災の事例を参考に用いて、地震被害想定を見直し、令和 7 年 3 月に調査結果を公表している。

こうした状況を受け、見直された地震被害想定調査結果を基に、優先して道路啓開を実施する候補路線（以下「優先啓開候補路線」という。）を選定しておくことで、県内で大規模災害が発生した場合に、より迅速に道路啓開を行い、緊急輸送道路のネットワーク機能を確保できるよう本マニュアルを改定し、「神奈川版道路啓開計画」としての内容の充実を図ることとした。

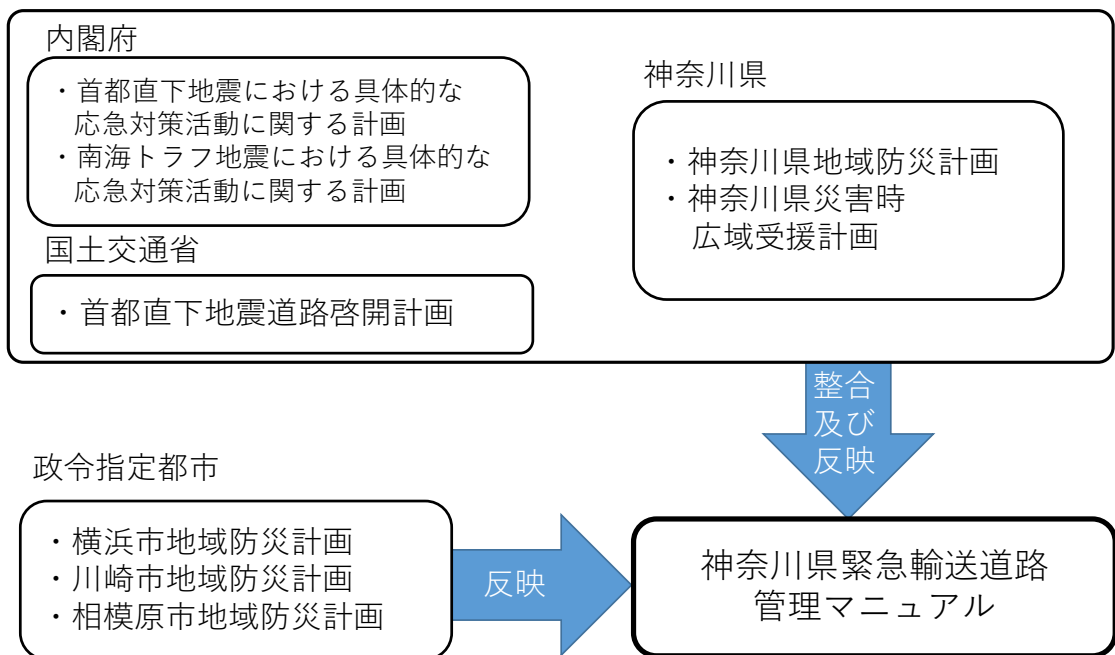
なお、本マニュアルは、巨大地震を想定して策定したものであるが、風水害や雪害、火山噴火による降灰等により、県内広範囲に甚大な被害が発生した場合の緊急輸送道路の確保にあたっては参考とする。

ウ 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルの位置づけは、図1に示すとおりとする。

本マニュアルは、神奈川県内において道路管理者が行う災害時の道路啓開や応急復旧等に必要となる行動計画であり、内閣府の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や、国土交通省関東地方整備局の「首都直下地震道路啓開計画」、神奈川県の「神奈川県地域防災計画」、各政令市の地域防災計画等を踏まえて作成したものである。

図1 本マニュアルの位置づけ



エ 用語の定義

本マニュアルにおける用語の定義は、次のとおりとする。

応急復旧	・復旧工事が完了するまでの間に、被災した道路の迂回路や仮橋など、一般車両が通行可能となる最小限必要な範囲で復旧工事を実施し、緊急輸送道路の機能を保つこと。
神奈川県警察 災害警備本部 交通対策班	・災害等の際に神奈川県警察が設置する神奈川県警察災害警備本部の組織のこと。また、災害警備本部が設置されていない場合は神奈川県警察本部交通部交通規制課のこと。(以下「県警察交通対策班」という。)

神奈川県 県土整備局	<ul style="list-style-type: none"> 地震の場合、県内の最大震度が5弱以上の場合に設置される神奈川県災害対策本部県土整備部のこと。また、震度4の場合は、県土整備局道路部道路管理課のこと。(以下「県土整備局」という。)
神奈川県 災害対策本部統制部	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が災害対策本部を設置した場合に本部の司令塔となる部署のこと。(警察、消防、自衛隊、ライフライン事業者の担当者等が派遣される)(以下「県統制部」という。)
関東広域 ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 全国の国土交通省の拠点と都道府県・政令市などの防災機関とが接続しているネットワークのこと。
緊急交通路	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時に、神奈川県公安委員会が指定する路線のこと。(被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両等以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受ける)
緊急通行車両等	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両(緊急通行車両)や大規模地震対策特別措置法第21条第1項に規定する地震防災応急対策を実施するために使用される計画がある車両(緊急輸送車両)のこと。
緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の大規模災害発生直後から、救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、協議会で指定する路線のこと。
啓開ルート	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路のうち、地震等の災害発生後に道路啓開を実施する路線のこと。
港湾管理者等	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県内の港湾及び県管理漁港を結ぶ道路や河川管理用通路において緊急輸送道路を管理する管理者のこと。
災害協定業者	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県建設業協会及び各政令市建設業協会などに属する施工業者等のこと。
災害情報管理 システム	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県くらし安全防災局が所管し、災害時にインターネット上で情報を共有するシステムのこと。
電線管理者	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社のこと。

道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県内の道路において、緊急輸送道路を管理する道路法上の管理者のこと。(道路管理者の機関に災害対策本部(支部)が設置された場合は、その中で道路を担当する部門)
道路啓開	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両等の通行のため、最低限のがれき処理や簡易な段差修正等を行い、救助・救援のためのルートを開けること。
防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 被災地における救命・救護活動や道路啓開等の災害応急活動の拠点となる施設のこと。
優先啓開候補路線	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に優先して道路啓開を実施する候補路線のこと。
優先啓開候補路線Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路及び交通量の多い国道で、48時間以内の道路啓開を目標とする路線のこと。
優先啓開候補路線Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 優先啓開候補路線Ⅰと防災拠点を結ぶ路線のうち48時間以内の道路啓開を目標とする路線のこと。
優先啓開候補路線Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> 優先啓開候補路線Ⅰ又はⅡと防災拠点を結ぶ路線のうち72時間以内の道路啓開を目標とする路線のこと。
R I 2 M A P S (リマップス)	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省が所管し、災害時にインターネット上で情報を共有するシステムのこと。

(2) 地震の種類・被害想定等

ア 対象とする震度

本マニュアルは、震度4以上の地震を対象とする。

イ 道路啓開で想定する地震

本県の地域防災計画（令和5年11月）では、平成23年の東日本大震災で明らかになった多くの教訓や課題を踏まえるとともに、地震学、地震工学、災害社会学等の最新知見に基づき、被害の量的・地域的な状況などを考慮して、次の視点により表1のとおり6つの地震を想定している。

- (ア) 地震発生の切迫性が高いとされている地震
- (イ) 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
- (ウ) 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震

表1 6つの想定地震

想定地震名	Mw	県内で想定される主要震度	発生確率※
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内 6~11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	南海トラフの地震は30年以内80%程度
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	南海トラフの地震は30年以内80%程度
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内 ほぼ0%~6% (2百年から4百年の発生間隔)

※地震調査研究推進本部（文部科学省：令和7年1月15日現在）、中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書（内閣府：平成25年12月）などによる評価。

本マニュアルにおいて、道路啓開の対象とする地震は、神奈川県地域防災計画に示される6つの想定地震を、さらに、震度の範囲や被害内容等に基づき、表2のとおり4つに分類（以下「想定地震4分類」という。）したものである。

なお、神奈川県警察が策定している「大規模災害発生時の交通規制計画」においても、同様の4分類により路線を定めている。

ウ 神奈川県内の被害想定

想定地震4分類のそれぞれの被害想定は、表2のとおりである。

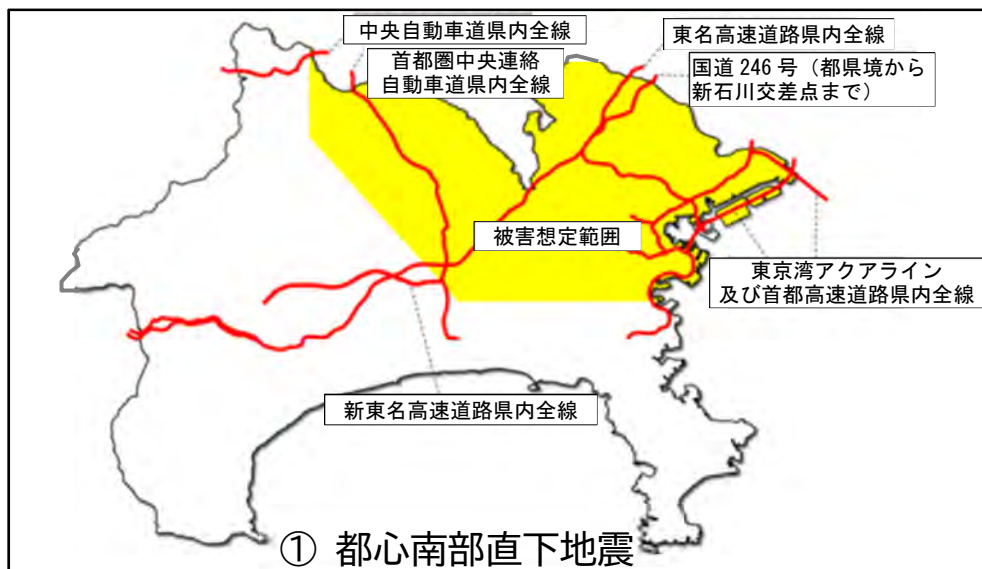
表2 想定地震4分類の被害想定（神奈川県地震被害想定調査（令和7年3月））

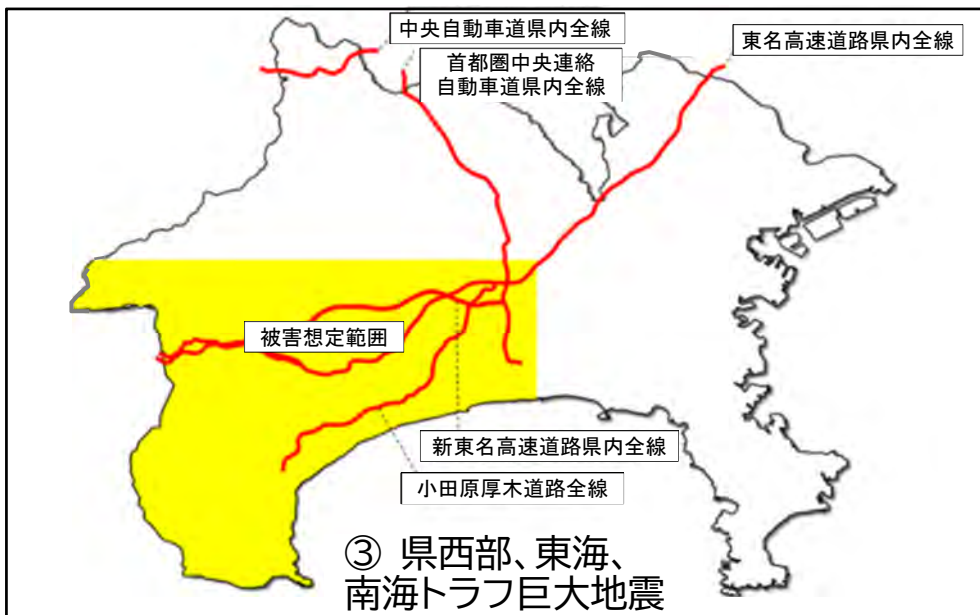
想定地震		都心南部直下地震	三浦半島断層群の地震	神奈川県西部地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード		7.3	7.0	6.7	8.0	9.0	8.2
最大震度※		7	7	7	6強	6強	7
市町村	震度7	川崎市、横須賀市、藤沢市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市	横須賀市	小田原市	無し	無し	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
	震度6強	横浜市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、海老名市、座間市、寒川町	横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町	真鶴町、湯河原町	小田原市	平塚市、小田原市、湯河原町	相模原市、逗子市、三浦市、座間市、葉山町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
	震度6弱	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町	横浜市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、中井町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町	無し
建物全壊・焼失棟数		49,370	17,590	3,620	3,160	5,980	358,570
うち火災		6,450	1,760	190	190	210	55,270
直接被害額（億円）		71,240	28,150	6,080	6,340	8,940	259,280
神奈川県警察の交通規制計画図（参考）		①	②	③		④	

※ 神奈川県地震被害想定調査における市町村別最大震度

【参考】 想定地震4分類における被害想定範囲（黄色着色部分）

神奈川県警察「大規模災害発生時の交通規制計画」より





エ 道路等の被害の想定

(ア) 基本的な考え方

想定地震4分類に対して、表3に記載する抽出基準に基づき、被害想定箇所を抽出した。

表3 道路等の被害想定箇所の抽出基準

	想定項目	抽出基準
道路施設	①橋梁被害	・巨大地震の揺れや津波による橋梁の被害(倒壊、段差等)、液状化による橋台背面段差を想定
	②斜面崩落	・落石や自然斜面の崩壊の被害を想定
	③盛土崩落	・盛土法面の崩壊の被害を想定
道路施設以外	④建物等の倒壊によるがれき	・巨大地震による沿道施設の倒壊による被害を想定
	⑤電柱の傾斜	・液状化のリスクの高い地域にある電柱は傾斜する可能性があることから、液状化区域内にある電柱が傾斜すると想定 ただし、無電柱化済み区間は控除
	⑥立ち往生車両・放置車両	・巨大地震による立ち往生車両と放置車両が発生する箇所を想定
	⑦津波堆積物	・津波により陸上に運ばれて堆積した土砂・泥状物等の津波堆積物の範囲を想定

(イ) 被害想定

想定地震4分類に対して、表3に基づき被害想定を抽出した結果は、図2～図5のとおりである。

なお、被害想定については、一定の条件で抽出したものであることから、発災の規模や条件等で異なることがある。

図2 被害想定重ね図（都心南部直下地震）

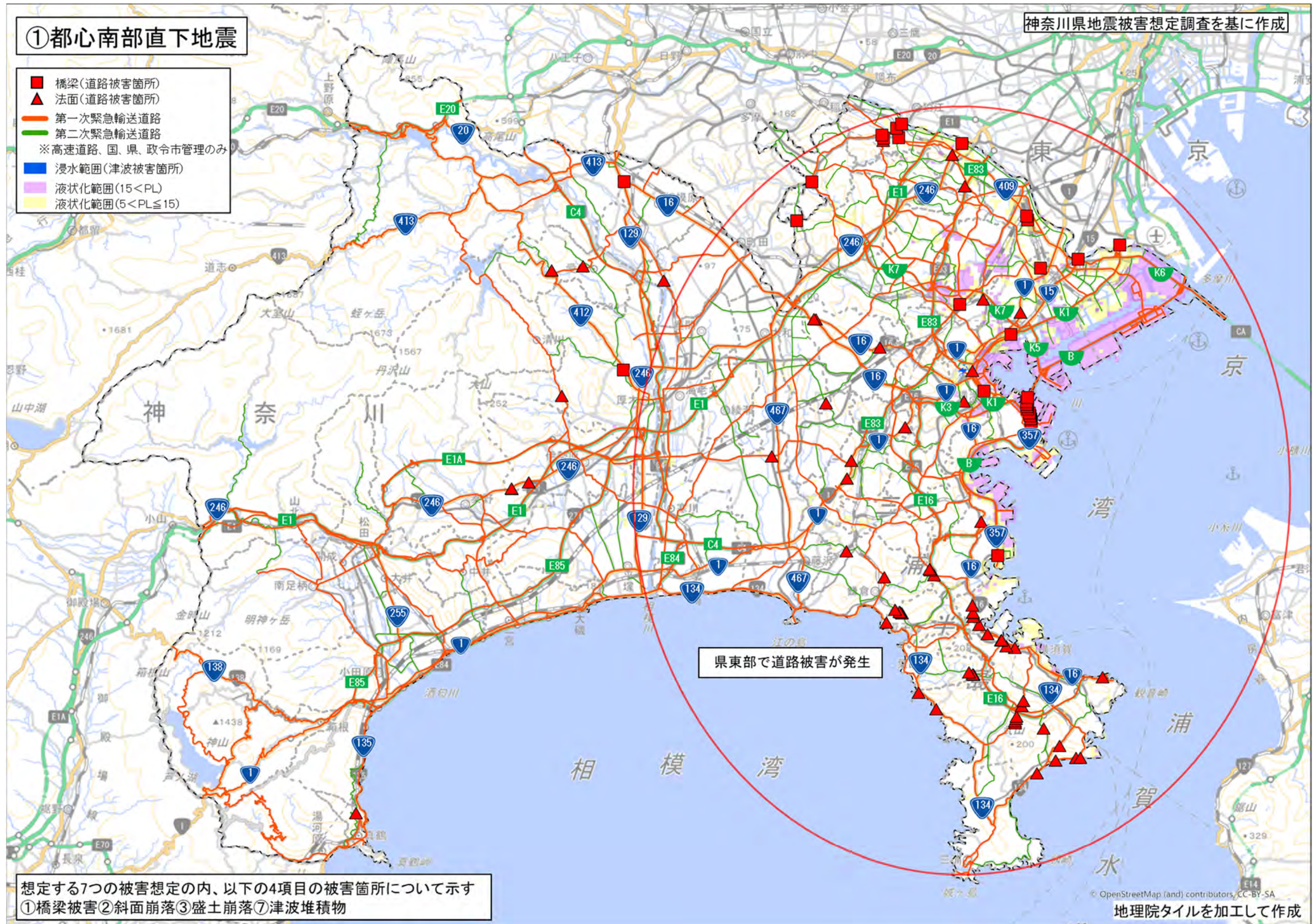


図3 被害想定重ね図（三浦半島断層群の地震）

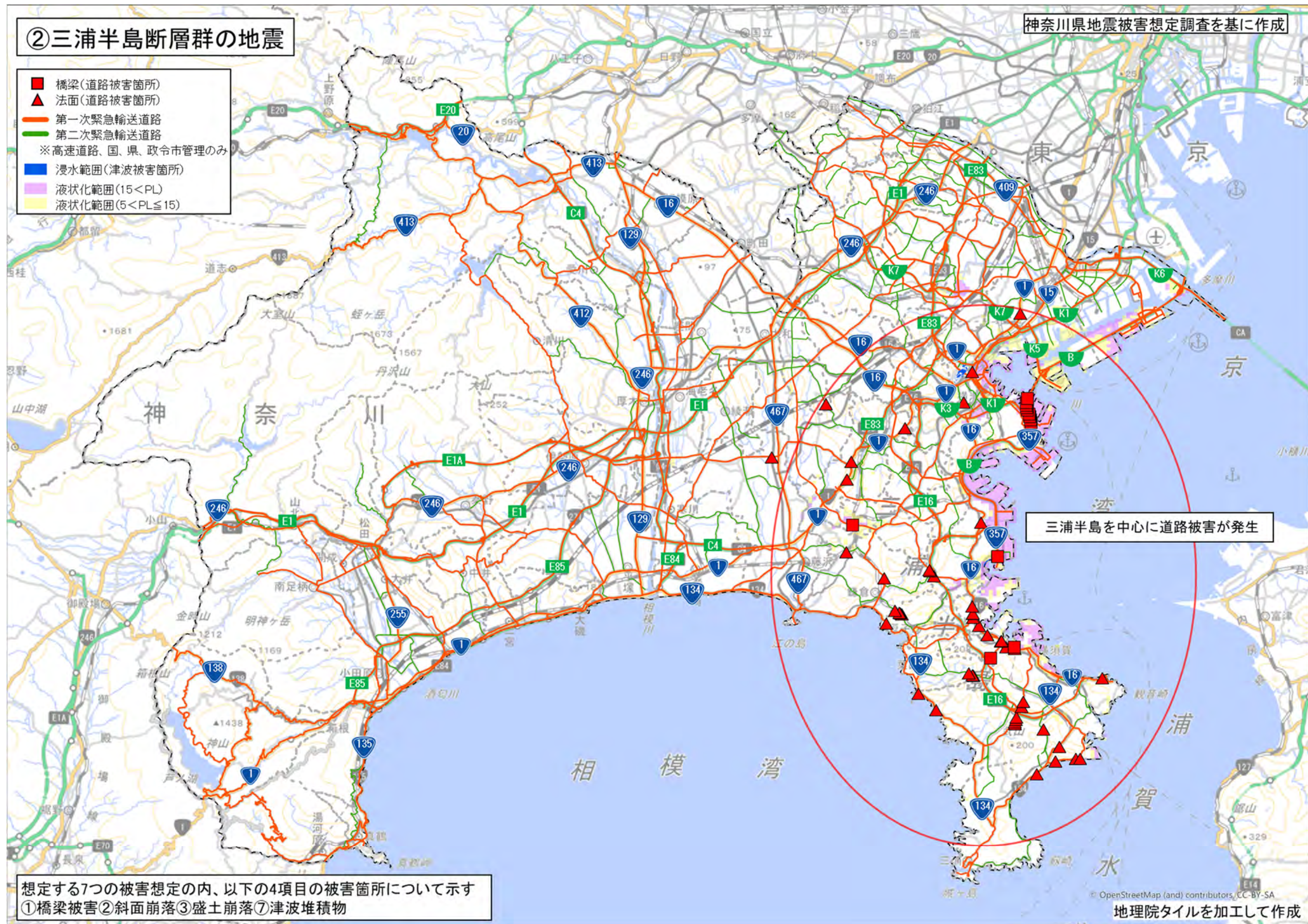
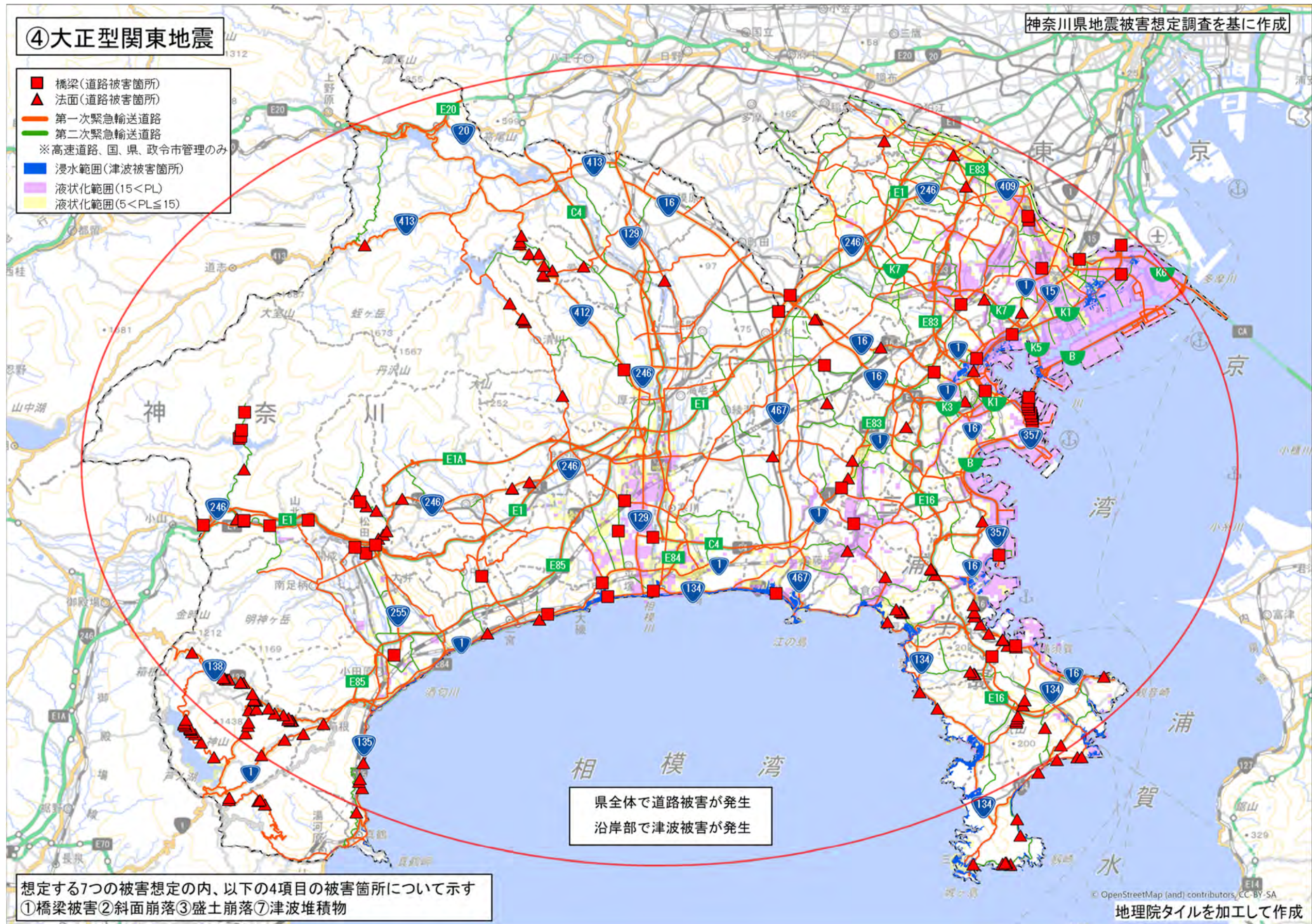


図4 被害想定重ね図（神奈川県西部地震・東海地震・南海トラフ巨大地震）



図5 被害想定重ね図（大正型関東地震）



(3) 事前の備え

ア 基本的な考え方

災害時に救命・救護活動等のためアクセスしなければならない防災拠点や優先啓開候補路線を事前に定め、道路啓開の意思決定を速やかに行えるよう備える。また、優先啓開候補路線上の被害想定を踏まえ、道路啓開に必要な人員・資機材を確保しておく。

イ 防災拠点

限られた時間の中で全ての防災拠点を対象として道路啓開を実施することは困難であることから、本マニュアルでは、神奈川県や各政令市の地域防災計画などをもとに、災害発生直後にアクセスが必要な防災拠点を表4のとおり選定した。

表4 アクセスが必要な防災拠点の考え方

防災拠点	神奈川県地域防災計画等における分類	主な機能	主な施設	(参考) 対象路線の種類※
○神奈川県指定拠点 (神奈川県地域防災計画等)	①災害拠点病院 ・血液製剤の供給血液センター	・重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能を持つ施設	大学病院 県・市立病院等	優先啓開候補路線Ⅱ
○内閣府指定拠点 (首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画) ○神奈川県指定拠点 (神奈川県地域防災計画等)	②広域防災活動拠点 ・広域応援活動拠点 ・海上輸送拠点	・地域の救援等の前線基地として、応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点となる施設 ・広域応援部隊(警察・消防・自衛隊)が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進めるための広域応援活動拠点となる施設 ・海上からの人員や物資輸送の受入れのための施設	大規模公園 高等学校等 民間施設 重要港湾 地方港湾・漁港	
○内閣府指定拠点 (首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画) ○「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画」の拠点	③進出拠点	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」や「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画」における道路空間を利用した県外等からの部隊の進出のための拠点となる施設	SA・PA道の駅	
○国土交通省関東地方整備局 ・国道事務所等 ○県庁・県政総合センター ・県土木事務所等 ○市区町村の災害対策本部(支部)が設置される庁舎 (市区町村庁舎・各政令市土木事務所) ○ライフライン事業者営業所等	④災害対策拠点	・災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している拠点となる施設 ・道路啓開にあたり、関係機関と連絡調整の拠点となる施設	国道事務所等 高速道路会社等 県庁 県政総合センター 土木事務所等 市区町村庁舎 各政令市土木事務所等 ライフライン事業者営業所等	
○神奈川県内の自衛隊の基地 ○各市町(各組織)消防本部・消防署 ○県警察本部・警察署	⑤救助活動拠点	・災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点や救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点となる施設	自衛隊(基地) 消防本部 県警察本部・警察署	
○内閣府指定拠点 (首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画) ○神奈川県指定拠点 (神奈川県地域防災計画等)	⑥広域物資輸送拠点 ・広域防災活動備蓄拠点 ・製油所 油槽所	・国等から供給される物資を受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて救援物資を送り出すための広域物資輸送拠点となる施設	県政総合センター 民間施設 製油所	優先啓開候補路線Ⅲ
○神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表から孤立集落が想定される地区にある施設 (神奈川県地域防災計画等)	⑦ヘリポート (孤立集落のみ)	・特に孤立が懸念される地区における救命・救助活動、物資輸送の拠点施設(大規模地震等の災害により、孤立集落となる可能性がある地区への救命・救助活動や緊急物資の輸送の拠点となる施設)	緊急輸送道路沿いにあるヘリポート(公設)	

※「ウ 優先啓開候補路線」参照

資料

1 防災拠点一覧表

ウ 優先啓開候補路線

想定地震4分類ごとに、次の考え方に基づき図6～9のとおり優先啓開候補路線を選定した。

(ア) 優先啓開候補路線Ⅰ

優先啓開候補路線Ⅰは、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路及び交通量の多い国道等を選定した。

(イ) 優先啓開候補路線Ⅱ

優先啓開候補路線Ⅱは、優先啓開候補路線Ⅰと、防災拠点のうち災害拠点病院や広域応援活動拠点等（P16表4の分類①、②、③、④、⑤）を結ぶ路線とし、次の考え方により選定した。

- a 優先啓開候補路線Ⅰと防災拠点を結ぶ路線のうち最短距離となる路線
- b aの路線において、図2～図5で整理した耐震補強が未完の橋梁や土砂崩落の対策が必要な箇所等が存在する場合は、大きな被害が発生して復旧に時間を要するため、最短時間でアクセスできる路線

(ウ) 優先啓開候補路線Ⅲ

優先啓開候補路線Ⅲは、優先啓開候補路線Ⅰ及びⅡと、防災拠点のうち物資輸送拠点や孤立集落地区内のヘリポート等（P16表4の分類⑥、⑦）を結ぶ路線とし、次の考え方により選定した。

- a 優先啓開候補路線Ⅰ又はⅡと防災拠点を結ぶ路線のうち最短距離となる路線
- b aの路線で、図2～図5で整理した耐震補強が未完の橋梁や土砂崩落の対策が必要な箇所等が存在する場合は、大きな被害が発生して復旧に時間を要するため、最短時間でアクセスできる路線

エ 優先啓開候補路線の道路啓開目標時間

災害発生から3日間（72時間）が経過すると、生存率は急激に下がると言われており、この間に迅速な道路啓開ができるかどうか人が人命救助に大きく影響することから、72時間を道路啓開の目標時間に設定する。

具体には、優先啓開候補路線Ⅰ及びⅡは48時間以内、優先啓開候補路線Ⅲは72時間以内の道路啓開を目指す。

また、津波浸水想定区域内に存在する路線の道路啓開は、津波警報解除後の作業着手とするが、可能な限り災害発生から72時間以内の道路啓開を目指す。

（優先啓開候補路線の考え方と啓開目標時間については、表5のとおり）

表5 優先啓開候補路線の考え方と啓開目標時間

分類	主な道路	優先啓開候補路線の考え方	啓開目標時間	津波浸水想定区域の場合
優先啓開候補路線Ⅰ （路線全体を選定）	・高速道路会社管理道路	・全ての高速道路会社管理道路	48時間	津波により浸水が想定される区間内については、大津波警報、津波警報の解除後に道路啓開作業が可能となることから、72時間以内の道路啓開を目指す。
	・国道（国、県、政令市管理）	・国管理国道（大規模災害時における交通規制計画（路線規制）における各地震の緊急交通路指定想定路線） ・国、県、政令市管理国道（高速道路と並行又は、交通量が多い国道等主要な道路を結ぶ国、県、政令市が管理する国道）	48時間	
優先啓開候補路線Ⅱ （拠点までのルート）	・県道（県、政令市管理） ・市道（政令市管理） ・臨港道路等	・優先啓開候補路線Ⅰと防災拠点のうち①災害拠点病院等、②広域応援活動拠点等、③進出拠点、④災害対策拠点、⑤救助活動拠点を結ぶ路線	48時間	防災拠点（①災害拠点病院等、②広域応援活動拠点等、③進出拠点、④災害対策拠点、⑤救助活動拠点）が、津波浸水想定区域内の場合は、72時間以内の道路啓開を目指す。
優先啓開候補路線Ⅲ （拠点までのルート）	・国道（政令市管理） ・県道（県、政令市管理） ・市道（政令市管理）	・優先啓開候補路線Ⅰ又はⅡと防災拠点のうち、⑥広域物資輸送拠点等、⑦ヘリポートを結ぶ路線	72時間	大津波警報、津波警報の解除後に道路啓開作業を行う。（72時間以内の道路啓開を目指す。）

図6 ①都心南部直下地震の優先啓開候補路線



図7 ②三浦半島断層群の地震の優先啓開候補路線

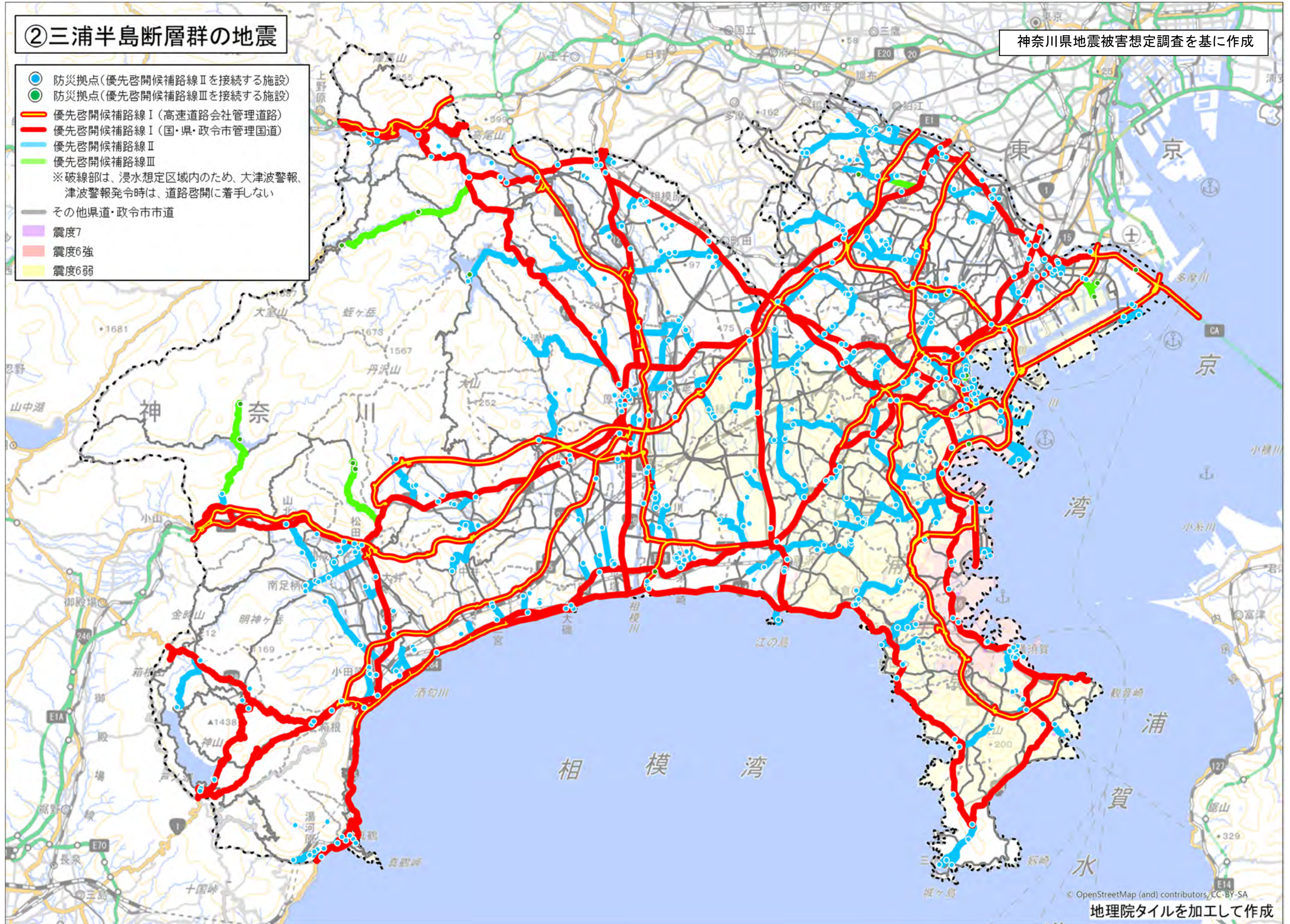
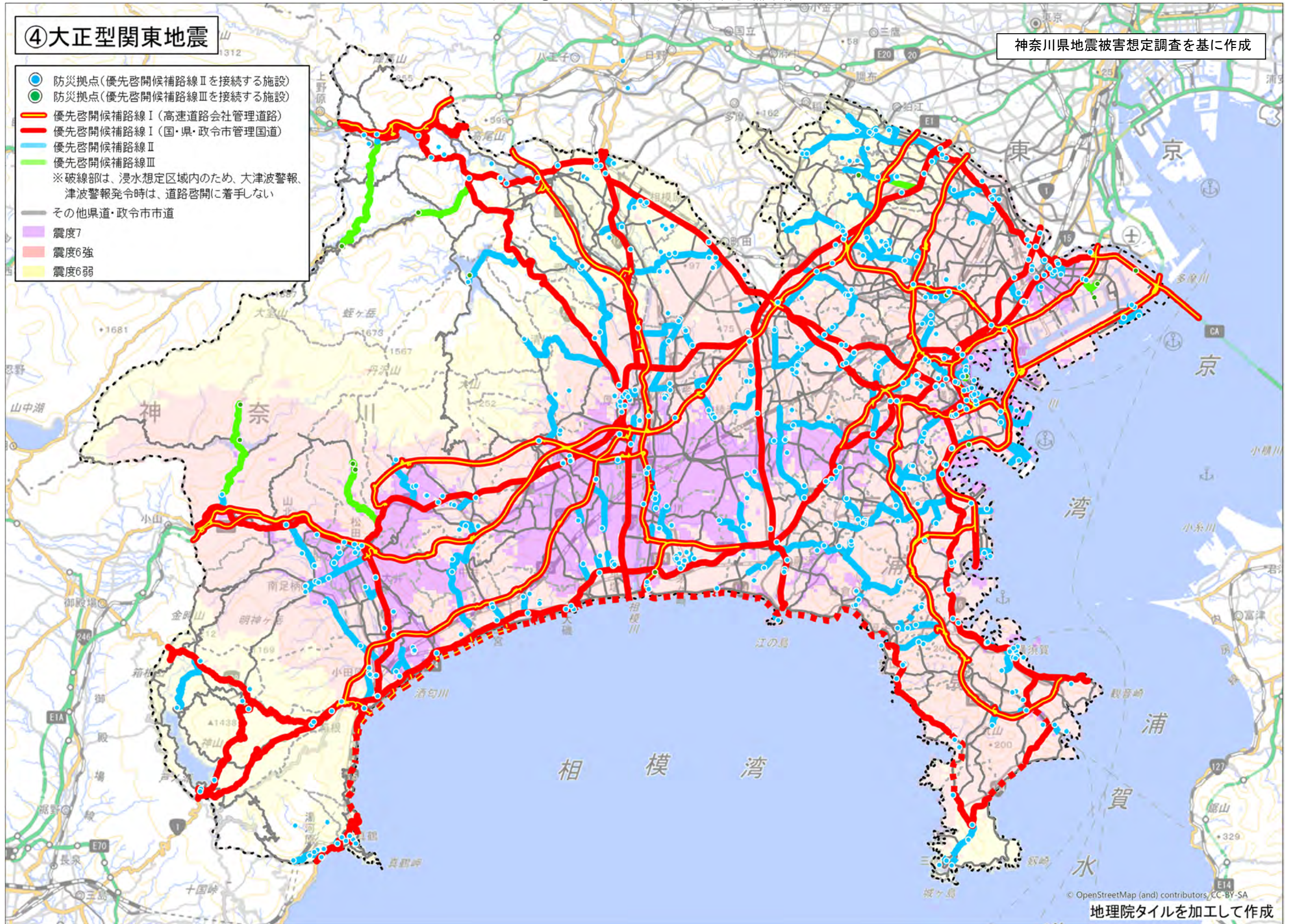


図8 ③神奈川県西部地震・東海地震・南海トラフ巨大地震の優先啓開候補路線



図9 ④大正型関東地震の優先啓開候補路線



オ 通信環境の確保

道路管理者は、次の情報通信機器をあらかじめ準備しておき、災害時に確実に使用できるように、定期的に動作をチェックする。なお、(イ)については災害時の通信途絶時を想定し、複数の通信機器を準備しておく。

- (ア) パソコン（電子メール、オンライン会議システムが利用できるもの）
- (イ) 電話機等（災害時優先電話（固定・携帯）、防災無線、衛星電話、FAX）

カ 被害情報の把握に必要なパトロール体制

道路管理者は、地震発生後、速やかに道路施設の点検が行えるよう、パトロール体制を構築する。

また、パトロールカー（4輪車）でのパトロールが困難なことも想定されるため、自転車やバイクなどの車両を準備しておく。

さらに、路上からの被害確認が困難な道路沿いの斜面などを点検できるようにドローン等の機材を準備しておく。

キ 道路啓開に必要な人員・資機材

道路管理者は、優先啓開候補路線上の被害想定に基づき、道路啓開の作業内容を想定し、道路啓開に必要なとなる重機や敷鉄板等の資機材、オペレーターや作業員等の人員・班体制等の数量を算定し、必要な資機材等を確保しておく。

具体には、建設業協会等と災害協定を締結するなどして、大規模災害発生時に、職員や災害協定業者の対応可能な人員・資機材を把握し、不足する分の人員・資機材をあらかじめ確保できる方策を講じておく。

例えば、道路管理者間で災害協定業者が重複する場合は、より優先して啓開する路線にその災害協定業者を充て、もう一方の路線には、あらかじめ別の業者を充てる方策を講じておく。

【参考】 道路啓開対象道路における建設業団体の割付

対象道路	道路管理者	協定名称	建設業団体名称
国管理道路	国土交通省 関東地方整備局	災害時における関東地方整備局管内の災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書	(一社) 神奈川県建設業協会
県管理道路	神奈川県	地震等の災害応急活動に関する協定	(一社) 神奈川県建設業協会
政令市 管理道路	横浜市	災害時における緊急巡回及び応急措置等に関する協定 大規模地震時における道路啓開及び応急対策の支援活動に関する協定	(一社) 横浜建設業協会 (一社) 神奈川県建設業協会横浜支部 (一社) 神奈川県建設業協会横浜支部
	川崎市	災害時における応援に関する協定	(一社) 川崎建設業協会
	相模原市	災害時における応援に関する協定	(一社) 相模原市建設業協会 相模原市津久井地区建設業連絡協議会

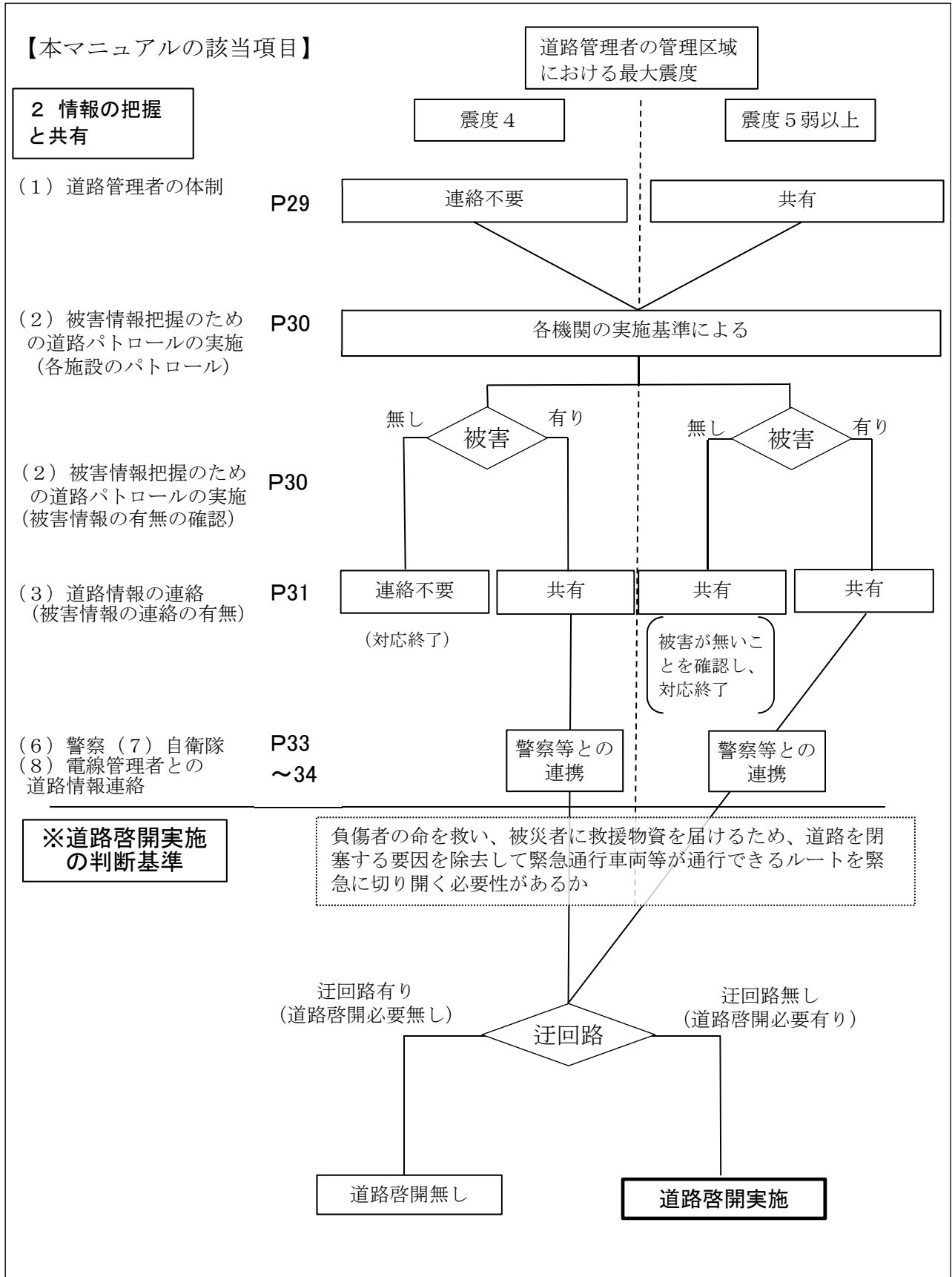
ク 電線等の除去に対する備え

道路啓開のうち、電柱・電線の除去については、電線管理者が直接作業を行う必要があるため、道路管理者と電線管理者で協定を結ぶ等により、あらかじめ作業の流れや役割分担を決めておく。

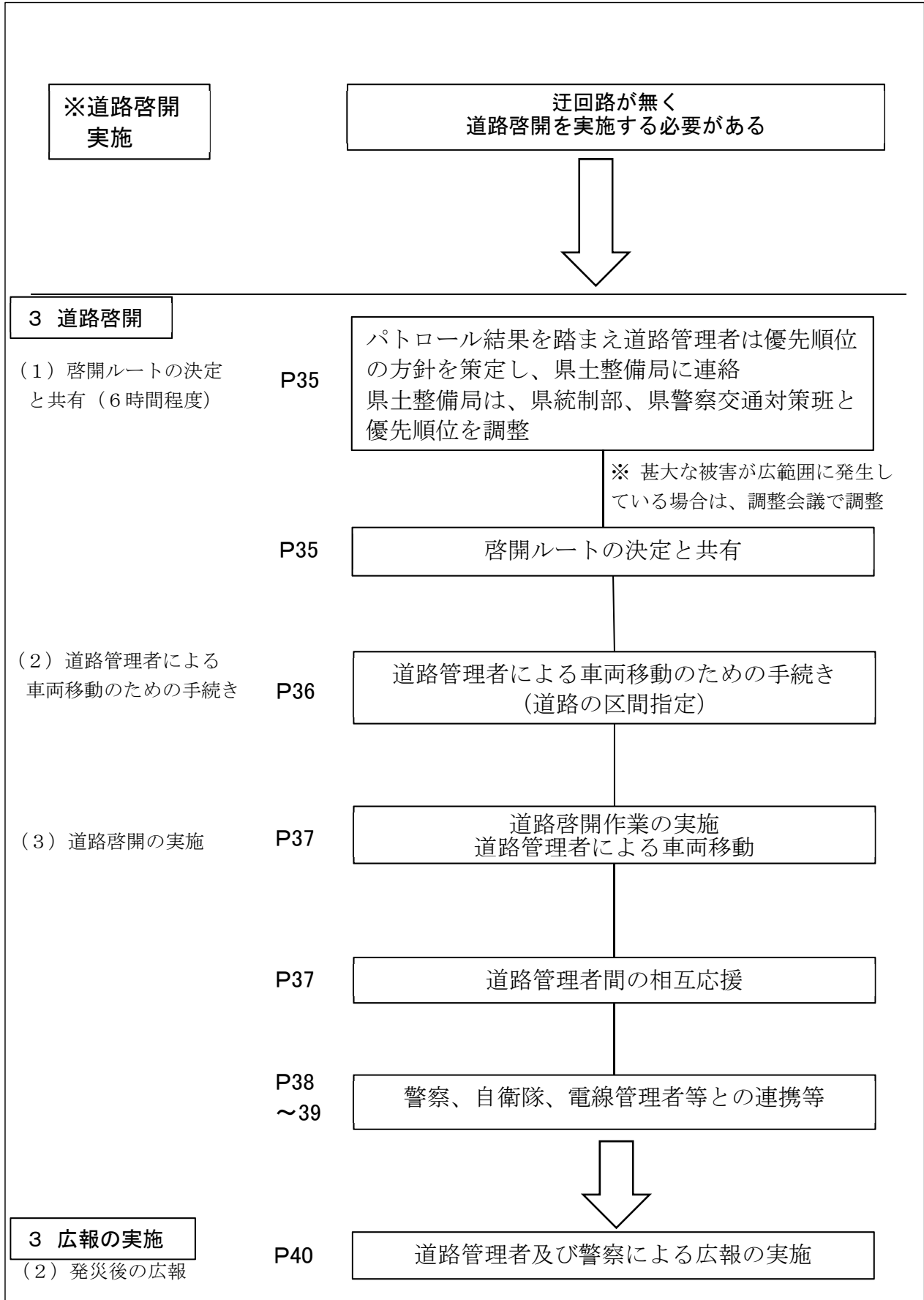
(4) 地震時の対応について

ア 地震発生時から道路啓開までの行動フロー

(ア) 被害情報の把握・道路啓開の判断 (発災から3時間程度)



(イ) 道路啓開実施 (72 時間以内)



(5) 道路啓開に係るタイムライン

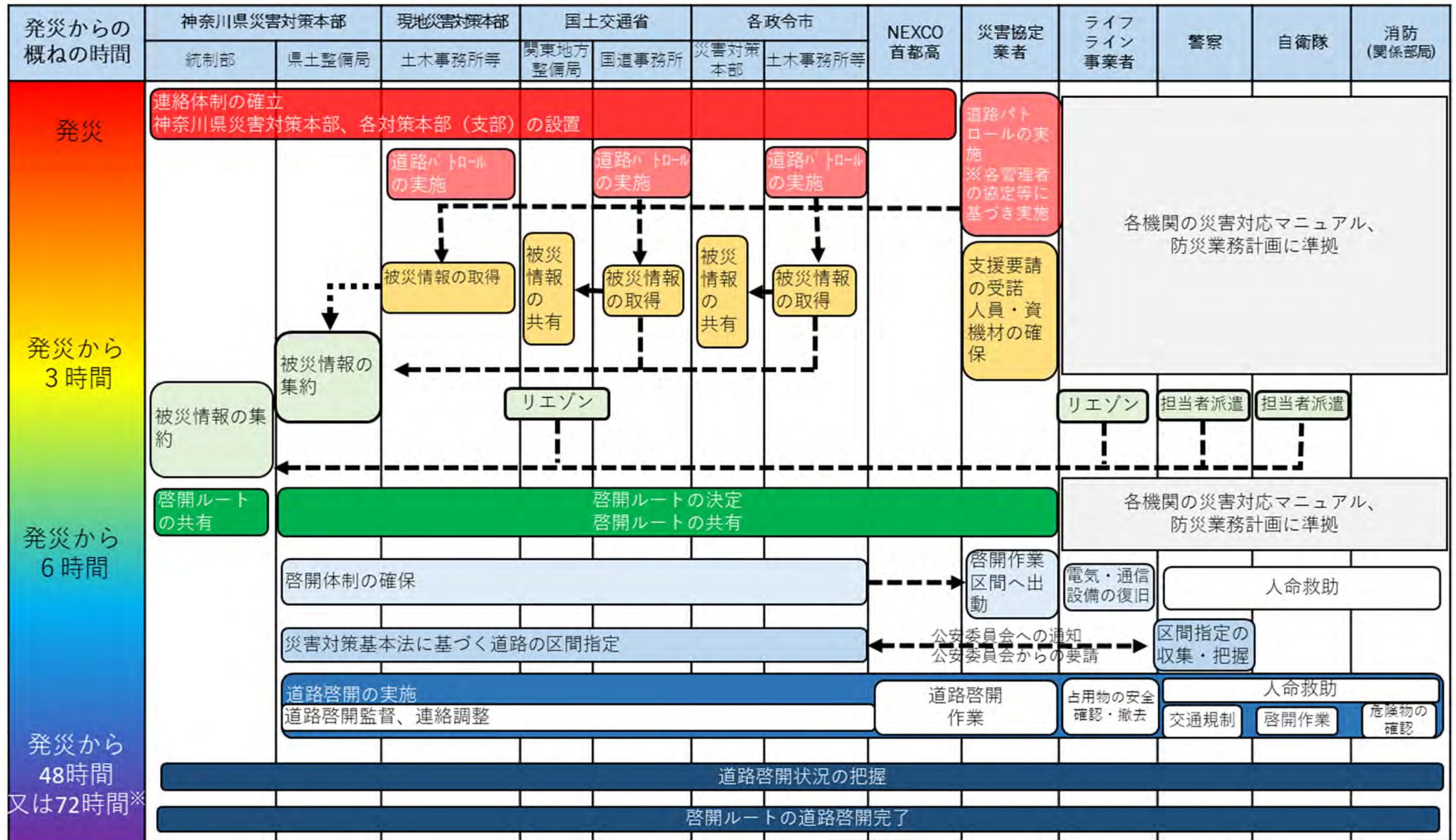
大規模災害時には、広域的に防災拠点までのアクセスルートをネットワークとして確保することが必要であり、道路管理者が、「1 (3) 事前の備え」で示した優先啓開候補路線を同じ時間軸で目標時間内に道路啓開を行うため、表7のタイムラインを、本協議会の構成機関で共有する。

なお、大規模災害時の道路啓開は、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機に対応する。

(6) 風水害・雪害・火山噴火による降灰等に関する対応

地震以外にも、風水害や雪害、火山噴火による降灰等により、県内広範囲に甚大な被害が発生した場合の緊急輸送道路の確保についても、本マニュアルを対象とする。

表7 タイムライン



※ 基本的には、優先啓開候補路線Ⅰ及びⅡは48時間以内、優先啓開候補路線Ⅲは72時間以内の道路啓開を目指す。

※ 道路管理者で道路啓開が可能と判断した場合は、啓開ルートの決定を待たずに道路啓開を実施できる。

2 情報の把握と共有

(1) 道路管理者の体制

ア 道路管理者の体制の確保と連絡

(ア) 道路管理者は、地震の発生により災害対策本部（支部）を設置した場合、本部等の設置状況、所在、最も有効な連絡手段及び連絡先等を他の道路管理者に連絡する。

(イ) 港湾管理者等（その機関に災害対策本部（支部）が設置された場合は、その中で道路を担当する部門。以下同じ）は、神奈川県内で地震が発生した場合、道路管理者において定められた実施基準に基づき、その関係する道路管理者（原則として、横浜港は横浜市、京浜河川事務所・川崎港は川崎市、横須賀港は横浜国道事務所、その他港湾は県土整備局。（以下「関係する道路管理者」という。））と上記(ア)の内容を相互に連絡する。また、港湾管理者等は、県土整備局へも連絡を行う。

資料

- 2 地震発生時における道路管理者及び港湾管理者等の災害対策本部（支部）設置基準、体制及び道路パトロール実施基準
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）における道路管理者及び港湾管理者等の災害対策本部（支部）設置基準及び体制
(別紙) 対策本部（支部）名、設置基準、体制、パトロール基準 等

(2) 被害情報把握のための道路パトロールの実施

ア パトロールの実施

(ア) 神奈川県内で地震が発生した場合、道路管理者、港湾管理者等は、その機関において定められた実施基準に基づき、緊急輸送道路のパトロールを実施する。

(イ) パトロールは4輪車によるほか、自転車やバイク等により実施し、被害状況を把握する。また、路上からの被害確認が困難な道路沿いの斜面等においては、ドローン等を活用するなどして、被害状況の把握に努める。

(ウ) 大津波警報、津波警報が発表されている場合は、津波浸水想定区域内のパトロールは実施しない。この場合、道路情報板等にて通行止めの周知を行う。

イ 広域被害状況の把握

県土整備局は、県内で甚大な被害が発生し、広域被害状況の把握が必要な場合は、国土交通省関東地方整備局に、ヘリコプターを使用した情報収集を依頼する。国土交通省は、この依頼に基づき収集した情報を関東広域ネットワークにより道路管理者に伝達する。

(3) 道路情報の連絡

ア 道路情報の連絡

(ア) 道路管理者は、所管区域における気象庁発表の震度が、震度4の場合は被害が生じたときに、震度5弱以上の場合は被害の有無に関わらず、他の道路管理者に把握した道路情報を連絡する。

なお、所管区域の震度が4未満の道路管理者にも、道路情報は共有されるが、そのために待機・体制を整えることは要しない。

(イ) 港湾管理者等は、関係する道路管理者に把握した道路情報を連絡する。また、港湾管理者等は、県土整備局へも連絡を行う。

イ 道路情報の連絡手段

(ア) 道路情報、体制等の連絡にあたっては、電子メールを第一に活用するものとし、使用できない場合にはFAXを使用する。また、情報を連絡する際は、情報発信者はオンライン会議システムを用いて受信者へ周知する。オンライン会議システムが使用できない場合は、送信者は電話により受信者に着信確認の連絡を行う。

(イ) 道路情報を円滑に共有するために、関係機関で統一した様式を使用する。様式の送付と合わせて、「緊急輸送道路ネットワーク計画図」等に、路線名、区間、箇所等を記載し、その位置図を添付する。

(ウ) 道路管理者は、R12MAPS等に、被害情報を入力する。

資料

- 4 道路（港湾）管理者基本連絡系統図及び道路情報連絡先一覧
（別紙）連絡機関、窓口、電話・FAX番号、電子メールアドレス 等
- 5 情報共有様式【情報収集項目（案）】

(4) 道路情報の連絡頻度及び内容

ア 道路情報の連絡頻度及び内容

情報連絡の頻度及び内容は、次の(ア)～(エ)のとおりとする。

- (ア) 発災後の災害対策本部（支部）設置後
 - a 災害対策本部（支部）の設置状況及び体制、通信機器等の確保状況

- (イ) 被害状況の判明後
 - a 所管道路施設の被害状況（路線名、区間、場所、被害施設名（橋梁・トンネル名）、被害の具体的内容・規模等）
 - b 道路交通状況（パトロールによる通行止め、被災による通行不能、迂回路等）
 - c 二次災害関連情報

- (ウ) 道路啓開時
 - a 道路啓開の状況及び見通し
 - b 関係機関に対する支援・応援要請

- (エ) 応急復旧時
 - a 被害施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し
 - b 関係機関に対する支援・応援要請
 - c 道路交通情報（通行止め、迂回路の解除又は変更等）
 - d 対策本部の体制変更又は廃止

(5) 道路情報の取りまとめ及び共有

ア 道路情報の取りまとめ

県土整備局は、道路管理者から連絡された情報について、被害箇所、通行止め区間、迂回路、被害施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し等を神奈川県広域道路情報として取りまとめる。

イ 道路情報の共有

- (ア) 県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を、本協議会を構成する機関に伝達し、情報を共有する。
- (イ) 道路管理者は、情報網が混乱し、連絡が不能又は極めて困難な場合は、情報連絡員の派遣や、連絡手段を確保できた他の道路管理者を経由するなどあらゆる手段を駆使して、県土整備局が行う広域道路情報の収集及び道路管理者間の情報伝達に協力する。
- (ウ) 道路管理者の機関に災害対策本部（支部）が設置された場合、県土整備局は、県統制部にその広域道路情報を報告し、同じく、他の道路管理者もその機関の災害対策本部（支部）の統制を担当する部門に報告する。
- (エ) 県土整備局は、災害情報管理システムにより収集した政令市以外の市町村道の被害状況について、道路管理者から提供の依頼があった場合、情報提供を行う。

(6) 警察との道路情報連絡

ア 警察との道路情報連絡

県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を県警察交通対策班に連絡するとともに、県警察交通対策班から得た情報を道路管理者へ連絡する。

イ 緊急時等の連絡

- (ア) 緊急を要する場合及び箇所ごとの詳細情報の照会等に関しては、道路管理者は、県警察交通対策班又は所轄警察署等と、直接、情報連絡を行う。
- (イ) 情報網が混乱し連絡が不能又は極めて困難な場合、県警察交通対策班との情報連絡を密にするため、県土整備局は情報連絡員の派遣について、県警察交通対策班へその受入を要請し、情報の収集伝達に努める。

(7) 自衛隊との道路情報連絡

ア 自衛隊との道路情報連絡

県土整備局は、取りまとめた広域道路情報を自衛隊に連絡する際は、情報の混乱を避ける観点から、原則として県統制部を介して行うとともに、自衛隊から得た情報を道路管理者へ連絡する。

なお、道路管理者が、個別に自衛隊と災害時の相互協力に関する協定を締結している場合は、県統制部を介さず、直接、自衛隊に連絡することができる。この場合、道路管理者は、事後、速やかに、県統制部又は県土整備局に連絡内容を報告する。

イ 緊急時等の連絡

緊急を要する場合、情報網が混乱し県統制部又は県土整備局と連絡が不能又は極めて困難な場合、箇所ごとの詳細情報の照会等に関しては、道路管理者は、その機関の災害対策本部を介して、直接、自衛隊と情報連絡を行う。この場合、道路管理者は、事後、速やかに、県統制部又は県土整備局にその旨を連絡する。

(8) 電線管理者との道路情報連絡

ア 電線管理者との道路情報連絡

県土整備局は、県統制部から電柱等の被害状況にかかる情報を入手し、道路管理者へ連絡する。

イ 緊急時等の連絡

道路管理者は、電線管理者と緊急で情報連絡を取り合う必要がある場合には、県土整備局に連絡し、県土整備局が県統制部に派遣されている電線管理者の現地情報連絡員（リエゾン）と、直接、情報連絡を行う。

3 道路啓開

(1) 啓開ルート決定と共有

ア 啓開ルート決定と共有の考え方

(ア) 道路管理者は、その機関の災害対策本部（支部）の統制を担当する部門と連携して、それぞれが管理する地域・区間及び隣接する他機関が管理する道路・港湾に関するすべての被害状況及び道路啓開の見込みを考慮して、「1 (3) ウ 優先啓開候補路線」を参考に緊急輸送道路の啓開に関する優先順位の方針を策定し、県土整備局へ連絡する。

なお、防災拠点までの啓開ルートについて、目標とする時間内の道路啓開が困難と見込まれる場合は、海路や空路によりルートを確保することとし、緊急物資受入れ港やヘリコプター臨時離着陸場から防災拠点までの緊急輸送道路を優先に啓開することを検討する。

(イ) 県土整備局は、緊急輸送道路の啓開について道路管理者が策定した優先順位の方針を取りまとめ、県統制部、県警察交通対策班と啓開の優先順位について調整する。

この調整結果を、県土整備局は、道路管理者に共有する。

(ウ) 防災拠点までの啓開ルートについて、道路管理者で道路啓開が可能と判断した場合は、県土整備局からの伝達を待たずに、道路管理者は、道路啓開を実施していくが、上記(イ)の調整結果が道路管理者に共有された場合は、この結果に基づいた路線を優先して啓開していく。

(エ) 上記(イ)の調整にあたり、特に、甚大な被害が広範囲で発生し、上記(ア)による優先順位の方針に変更が必要な場合は、関係者による会議を開催し、変更について調整（以下「調整会議」という。）を行う。

この際、必要に応じ、国土交通省関東地方整備局から、神奈川県周辺地域を含めた広域的な見地から、道路管理者間の総合調整について助言を受ける。

(2) 道路管理者による車両移動のための手続き

大規模災害が発生した場合において、放置や渋滞などによる道路上の車両等が緊急輸送ルートを確保するうえで支障となり、道路管理者により緊急で移動する必要がある場合、道路管理者は、災害対策基本法に基づき、国土交通省道路局の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を参考に、必要な区間の路線名及び起終点を決定し、道路の区間指定を行う。(大規模災害時においては、区域を指定することもできる)

区間指定を行った際は、公安委員会に道路の区間及びその理由を通知する。

また、道路利用者に対し、次の方法などにより、指定内容を周知する。

ア 道路情報板

イ 日本道路交通情報センター（ラジオ等）

ウ 立て看板

エ ホームページ、記者発表

資料

- 6 「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」国土交通省道路局（平成26年11月）

(3) 道路啓開の実施

ア 道路啓開の基本的な考え

道路啓開は、緊急通行車両等が通行可能な1車線分以上を確保する。また、道路管理者は、災害協定業者や関係機関と連携して、決定した啓開ルートについて、「1(3)ウ 優先啓開候補路線」のとおり、可能な限り災害発生から目標時間内の道路啓開を目指す。

イ 道路管理者による車両移動

(ア) 道路管理者は、「3(2) 道路管理者による車両移動のための手続き」で区間指定を行った場合は、道路上の支障となっている車両（以下「支障車両」という。）について、災害対策基本法に基づき、国土交通省道路局の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」を参考に、所有者等に対し、移動を命じ、所有者等が自ら移動等を行うことが困難な場合は、道路管理者により移動等を行う。

(イ) 支障車両の移動が困難で、沿道の私有地を移動先として一時使用する場合は、土地所有者等に口頭で同意を得る。土地所有者等が見つからず同意が得られない場合は、道路管理者名、土地の使用・処分の理由を書面で掲示したうえで使用する。

(ウ) 災害対策基本法に基づき車両を移動した際は、管轄警察署長等へ情報提供する。

(エ) 車両の破損や土地の一時使用により損失補償が必要となった場合は、適切に対応する。

ウ 道路管理者間の相互応援

(ア) 道路管理者は、他の道路管理者の道路施設の被害を発見又は通報を受け、その管理者からの応援要請があった場合や急を要する場合は、必要な応急措置をその管理者に替わって行い、事後、速やかにその旨を連絡する。

(イ) 被害が甚大で広範囲に及び県内の道路管理者間の応援が必要となった場合は、県土整備局に連絡し、県土整備局が調整する。また、隣接都県等の道路管理者に応援を要請する必要がある場合は、県統制部又は県土整備局が行う。

エ 警察との連携

- (ア) 道路管理者と県警察交通対策班は、密接に連携して道路啓開を迅速に行う。
- (イ) 県公安委員会が緊急交通路に指定した道路の通行規制について、現場の警察官又は県警察交通対策班から要請があった場合、道路管理者は、後方支援として、可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。

オ 自衛隊への応援要請

- (ア) 道路啓開に関する自衛隊の応援要請が必要な場合は、神奈川県災害対策本部長（知事）を通じて行う。
なお、各機関の災害対策本部長は、情報網が混乱し県統制部と連絡が不能又は極めて困難な場合、直接、自衛隊にその状況等を連絡することができる。この場合、連絡が可能となった時点で、県統制部にその旨を連絡する。
- (イ) 道路管理者は、自衛隊から、道路の復旧等に関し、工法の検討、資機材の提供等の要請を受けた場合は、速やかに協力する。

カ 支障となる電柱等の除去

- (ア) 道路管理者は、道路啓開作業にあたり支障となる電柱・電線がある場合、当該電線管理者に電柱・電線の除去を県統制部に派遣されている現地情報連絡員（リエゾン）を通じて要請する。電柱移動の要請にあたっては、電柱番号を確認しておく。
- (イ) 迅速な道路啓開を実施する上でやむを得ない場合は、電線管理者が通電状況の有無を確認し、安全が確保されたうえで、道路管理者が電柱・電線の撤去を行うことができる。
- (ウ) 電線管理者は、電力や通信を早期に復旧するため、緊急で自ら道路啓開を行う必要がある場合は、口頭又は電話等により道路管理者の承諾を得て行うものとする。

キ ガス漏洩時の対応

道路啓開作業中、ガス漏洩（ガス臭）を確認した場合は、直ちに作業を中断し、人が近づかないようバリケード等で通行規制を行ったうえで、ガス管管理者に対し、漏洩対策等の対応を講じるよう依頼する。

※ ガス爆発等を防ぐため、現場では火気厳禁とする。

ク 要救助者等発見時の対応

道路啓開作業中、要救助者等を発見した場合は、消防又は警察に連絡する。

4 広報の実施

(1) 事前の広報

道路管理者及び警察は、平時から大規模災害発生時の心得や取るべき行動など、次の内容について、道路利用者への周知を図る。

- ア 「自家用車の利用自粛」 地震発生時に運転中でないときは、やむを得ない場合を除き、車は使用しない。
- イ 「車両移動の協力」 車を置いて避難するときは、緊急通行車両等の通行に支障が無く、また、避難する人や災害対策の妨げにならない場所に駐車する。その際、いざという時に移動ができる状態にしておく。
- ウ 「緊急交通路の指定」 県公安委員会が指定する緊急交通路は、大規模災害時には、一般車両の通行が禁止される。
- エ 「津波浸水想定区域」 道路の地盤が低いため、津波が襲来する危険がある。

事前広報の実施手法については、次のものを活用するなどして、道路管理者及び警察により広報を行う。

- (ア) ホームページ、SNS
- (イ) 道路情報板、立て看板
- (ウ) リーフレット・広報紙

(2) 発災後の広報

道路管理者及び警察は、大規模災害時においては、道路利用者に対して次の内容を周知する。

- ア 「通行規制情報」 道路施設の被害などによる通行止め等の情報
- イ 「道路区間の指定」 道路管理者による車両移動を行う区間について、災害対策基本法第76条の6に基づく指定をしたときは、指定に係る情報
- ウ 「緊急交通路の指定」 一般車両の通行が禁止される区間等の情報
- エ 「復旧見込み・迂回路」 通行止めとなっている道路の復旧見込みや迂回路の情報

発災後の広報の実施手法については、次のものを活用するなどして、道路管理者及び警察により広報を行う。

- (ア) ホームページ、SNS
- (イ) 道路情報板、立て看板
- (ウ) マスメディア等の報道機関

5 訓練の実施

(1) 訓練の実施

道路管理者は、平時から定期的に大規模災害の発生を想定し、他の道路管理者や各災害対策本部、関係機関と連携して、情報受伝達訓練や実働訓練を実施する。

(2) 情報受伝達訓練

本協議会事務局は、大規模災害の発生を想定した訓練計画を立案し、道路管理者及び関係機関が参加のもと、次の情報受伝達訓練を実施する。

- ア 体制・通信機器等の確保状況の共有
- イ 道路被害状況の報告、共有、集約
- ウ 啓開ルートの設定、調整、決定

(3) 実働訓練

道路管理者は、大規模災害の発生を想定して、関係機関の連携・協力の下に、次の訓練を実施する。

- ア ドローン等による被害情報の把握
- イ 災害対策基本法に基づく区間指定、通知、周知
- ウ 放置車両の移動
- エ 倒壊電柱等の処理・移動
- オ がれきの撤去
- カ 道路段差の復旧

6 防災対策事業

(1) 防災対策事業の進捗確認

道路管理者は、大規模地震発生時に大きな被害が想定される耐震補強が必要な橋梁や道路沿い斜面の土砂崩落等の危険がある箇所について、防災対策の実施状況を情報共有する。

また、本協議会は、道路管理者の防災対策の実施箇所について、適宜調整を行い、災害時に緊急輸送道路ネットワーク機能が確実に確保できるよう努める。また、実施状況に応じて、定期的に本マニュアルの優先啓開候補路線の見直しを行う。

7 更なる実効性の向上

(1) 更なる実効性向上に向けた考え方

道路管理者の道路啓開の実効性を高めていくため、定期的に本マニュアルを見直すとともに、災害により道路啓開に関する新たな知見が得られた場合などは、随時見直しを行う。また、次の事項についても継続的に取組を進めていく。

ア 市町村との連携

災害時に、緊急輸送道路から防災拠点まで接続する市町村道の区間について、緊急輸送道路と一体として機能させるため、当該区間の道路啓開に関して、管理する市町村と検討を進めていく。

イ 業界団体との連携

本マニュアルでは、建設業団体や電線管理者との連携について定めているが、道路啓開作業をより確実にするため、関連する業界団体と連携できるようにしていく。

例えば、道路啓開に必要な砕石など建設資材を取り扱う業界団体や、レッカー車等により車両移動を業とする団体等と協定を締結するなどして、災害時の協力体制を確立しておく。

8 協議会規約

神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 「緊急輸送を確保するため必要な道路」（以下「緊急輸送道路」という。）は、地震等の大規模災害発生直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため必要な道路であり、道路の強靱性が確保されているとともに災害時にネットワークとして機能することが重要である。

本協議会は、道路法第28条の2の規定に基づき、県内の各道路管理者等で組織し、緊急輸送道路ネットワーク計画及び緊急輸送道路ネットワークに係る管理・体制等の計画を策定し、県内の各道路管理者等が連携して県内の緊急輸送道路の管理を効果的に行うことを目的とする。

(会長)

第3条 会長は、県土整備局道路部長がこれにあたる。

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げるもので組織する。

2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができるものとする。

(協議会の協議事項)

第5条 協議会は、次の事項に関する協議を行う。

- (1) 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に関する事項
- (2) 緊急輸送道路ネットワーク計画に係る管理・体制に関する事項
- (3) 会長及び委員が必要と認めた事項

2 前項の規定に基づき協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会の業務を遂行するにあたり、ワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

2 WGの設置及び組織構成は協議会において定め、WGリーダーは県土整備局道路部道路管理課維持防災グループリーダーとする。

3 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に関するWGは、緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し事項に関する検討を行う。ワーキングの構成員は、別表2のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

4 緊急輸送道路ネットワーク計画に係る管理・体制に関する改定WGは、神奈川県緊急輸送道路管理マニュアルの見直し事項に関する検討を行う。ワーキングの構成員は、別表3のとおりとし、必要に応じて構成員以外の出席を求めることができる。

(運営費用)

第7条 協議会に必要な経費は、それぞれの道路管理者において負担する。

(資料の公開)

第8条 協議会の資料について、各機関に情報公開の請求があった場合は、委員全員の合意により開示できるものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課、県土整備局道路部道路管理課、横浜市道路局道路部維持課、川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課、相模原市都市建設局土木部道路計画課に置くものとする。

2 協議会の運営にあたっては、互いに協力するものとする。

(規約の改正)

第10条 本規約の変更は、本協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則

この規約は、平成8年6月6日から施行する。

改正後の規約は、平成17年 6月 6日から施行する。

改正後の規約は、平成18年 8月 1日から施行する。

改正後の規約は、平成23年 8月 1日から施行する。

改正後の規約は、平成24年11月13日から施行する。

改正後の規約は、平成25年11月22日から施行する。

改正後の規約は、平成27年 2月24日から施行する。

改正後の規約は、平成28年 3月 1日から施行する。

改正後の規約は、平成29年 3月15日から施行する。

改正後の規約は、平成30年 3月 1日から施行する。

改正後の規約は、令和元年12月26日から施行する。

改正後の規約は、令和2年12月 1日から施行する。

改正後の規約は、令和3年12月 1日から施行する。

改正後の規約は、令和5年 4月 1日から施行する。

改正後の規約は、令和6年 4月 1日から施行する。

改正後の規約は、令和6年 7月19日から施行する。

改正後の規約は、令和7年 3月28日から施行する。

別表1 (委員)

会 長	県土整備局道路部長
委 員	国土交通省関東地方整備局防災対策技術分析官
委 員	国土交通省関東地方整備局道路部道路情報管理官
委 員	国土交通省関東地方整備局道路部道路計画第一課長
委 員	国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課長
委 員	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官
委 員	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所長
委 員	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長

委員	国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長
委員	国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所長
委員	防衛省陸上自衛隊東部方面混成団本部第2科長
委員	県土整備局道路部道路企画課長
委員	県土整備局道路部道路管理課長
委員	県土整備局道路部道路整備課長
委員	県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長
委員	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課長
委員	神奈川県環境農政局農水産部水産振興担当課長
委員	神奈川県警察本部交通部交通規制課長
委員	神奈川県警察本部警備部危機管理対策課長
委員	横浜市道路局道路部長
委員	川崎市建設緑政局道路河川整備部長
委員	相模原市都市建設局土木部長
委員	東日本高速道路株式会社関東支社管理事業部部付部長
委員	中日本高速道路株式会社東京支社保全・サービス事業部企画統括課課長
委員	首都高速道路株式会社保全・交通部防災・交通管理室防災対策課長
委員	一般社団法人神奈川県建設業協会副会長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社神奈川総支社 道路設備渉外グループマネージャー
委員	東日本電信電話株式会社神奈川事業部災害対策室室長
事務局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課
事務局	県土整備局道路部道路管理課
事務局	横浜市道路局道路部維持課
事務局	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課
事務局	相模原市都市建設局土木部道路計画課

別表2（緊急輸送道路ネットワーク計画の策定に関するWG構成員）

リーダー	県土整備局道路部道路管理課維持防災グループリーダー
構成員	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課長
構成員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所管理第二課長
構成員	国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所工務課長
構成員	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課長
構成員	国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課課長補佐
構成員	国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所企画調整課長
構成員	防衛省陸上自衛隊東部方面混成団本部第2科情報幹部及び第3科防衛班長
構成員	県土整備局総務室企画調整グループ技幹
構成員	県土整備局道路部道路企画課副課長
構成員	県土整備局道路部道路整備課道路グループリーダー
構成員	県土整備局河川下水道部河港課なぎさグループリーダー
構成員	神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループリーダー
構成員	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課応急対策 グループリーダー
構成員	神奈川県環境農政局農水産部水産課漁港グループリーダー
構成員	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室副室長
構成員	神奈川県警察本部交通部駐車対策課課長補佐
構成員	神奈川県警察本部警備部危機管理対策課課長補佐
構成員	横浜市総務局危機管理室危機管理部防災企画課長
構成員	横浜市道路局計画調整部企画課長

構成員	横浜市道路局道路部維持課長
構成員	横浜市港湾局政策調整部政策調整課長
構成員	川崎市危機管理本部危機管理部計画担当課長
構成員	川崎市建設緑政局総務部企画課長
構成員	川崎市建設緑政局総務部危機管理担当課長
構成員	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
構成員	川崎市港湾局港湾経営部整備計画課長
構成員	川崎市港湾局川崎港管理センター港営課長
構成員	相模原市危機管理局危機管理課長
構成員	相模原市都市建設局土木部道路整備課長
構成員	相模原市都市建設局土木部道路計画課長
構成員	横須賀市港湾部港湾企画課課長補佐
構成員	東日本高速道路株式会社関東支社管理事業部管理事業統括課課長代理
構成員	中日本高速道路株式会社東京支社 保全・サービス事業部企画統括課課長代理
構成員	中日本高速道路株式会社東京支社建設事業部企画統括課課長代理
構成員	首都高速道路株式会社保全・交通部防災・交通管理室防災対策担当課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局交通管理課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局保全管理課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局保全管理担当課長
事務局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課
事務局	県土整備局道路部道路管理課
事務局	横浜市道路局道路部維持課
事務局	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課
事務局	相模原市都市建設局土木部道路計画課

別表3（緊急輸送道路ネットワーク計画に係る管理・体制に関する改定WG構成員）

リーダー	県土整備局道路部道路管理課維持防災グループリーダー
構成員	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課長
構成員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所管理第二課長
構成員	国土交通省関東地方整備局川崎国道事務所工務課長
構成員	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所防災情報課長
構成員	国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課課長補佐
構成員	国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所企画調整課長
構成員	防衛省陸上自衛隊東部方面混成団本部第2科情報幹部及び第3科防衛班長
構成員	県土整備局総務室企画調整グループ技幹
構成員	県土整備局道路部道路企画課副課長
構成員	県土整備局河川下水道部河港課なぎさグループリーダー
構成員	神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課建築安全グループリーダー
構成員	神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課応急対策 グループリーダー
構成員	神奈川県環境農政局農水産部水産課漁港グループリーダー
構成員	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室副室長
構成員	神奈川県警察本部交通部駐車対策課課長補佐
構成員	神奈川県警察本部警備部危機管理対策課課長補佐
構成員	横浜市総務局危機管理室危機管理部防災企画課長
構成員	横浜市道路局道路部維持課長
構成員	横浜市港湾局政策調整部政策調整課長

構成員	川崎市危機管理本部危機管理部計画担当課長
構成員	川崎市建設緑政局総務部危機管理担当課長
構成員	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
構成員	川崎市港湾局港湾経営部整備計画課長
構成員	相模原市危機管理局危機管理課長
構成員	相模原市都市建設局土木部道路計画課長
構成員	横須賀市港湾部港湾企画課課長補佐
構成員	東日本高速道路株式会社関東支社管理事業部管理事業統括課課長代理
構成員	中日本高速道路株式会社東京支社保全・サービス事業部企画統括課課長代理
構成員	首都高速道路株式会社保全・交通部防災・交通管理室防災対策担当課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局交通管理課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局保全管理課長
構成員	首都高速道路株式会社神奈川局保全管理担当課長
構成員	一般社団法人神奈川県建設業協会土木委員長、横須賀支部長
構成員	東京電力パワーグリッド株式会社神奈川総支社 道路設備渉外グループ課長
構成員	東京電力パワーグリッド株式会社神奈川総支社 広域業務グループチームリーダー
構成員	東日本電信電話株式会社神奈川事業部災害対策室課長
事務局	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所防災情報課
事務局	県土整備局道路部道路管理課
事務局	横浜市道路局道路部維持課
事務局	川崎市建設緑政局道路河川整備部施設維持課
事務局	相模原市都市建設局土木部道路計画課

9 資料

- 1 防災拠点一覧表
- 2 地震発生時における各道路管理者及び港湾管理者等の災害対策本部（支部）設置基準、体制及び道路パトロール実施基準
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）における各道路管理者及び港湾管理者等の災害対策本部（支部）設置基準及び体制
- 4 道路（港湾）管理者基本連絡系統図及び道路情報連絡先一覧
- 5 情報共有様式【情報収集項目（案）】
- 6 「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」国土交通省道路局（平成26年11月）
- 7 緊急輸送道路一覧表
- 8 緊急輸送道路ネットワーク計画図